

令和 5 年 12 月 15 日

古賀市議会  
議長 渡 孝二 様

文教厚生常任委員会  
委員長 古賀 誠視

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について 12 月 4 日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第 110 条の規定により報告します。

### 記

#### 第 77 号議案 古賀市社会福祉センターの指定管理者の指定について

古賀市社会福祉センターの設置の目的を効果的に達成するため、施設の管理を行わせる者を指定するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市社会福祉センターは、令和 6 年 3 月 31 日で現行の指定期間が終了となることから、当施設の設置の目的を効果的に達成するため、引き続き指定管理者を指定するに当たり、社会福祉法人古賀市社会福祉協議会を候補者として選定を行った。
2. 古賀市社会福祉協議会から提案された指定管理料の年平均額は 4,027 万 6,000 円。現指定管理料の年平均額は 3,434 万 2,000 円で、593 万 4,000 円の増額となっている。双方で協議を行った上で、最終的に協定書の中に指定管理料について盛り込む。
3. バスの有効利用は、利用団体の個別送迎を行うことでさらなる団体利用の促進を図り、福祉会などの地域活動団体に対してバスの貸出しを行うことで外出事業を支援するなどの提案が行われている。
4. 今回の人件費の増額の主な理由は、古賀市社会福祉センター所長が 60 歳以降の再雇用者で、今までの非常勤から常勤として雇用したことが理由になっており、配置する役職の人件費に対して今回の指定管理料増額を認めるのか協議を行っていく必要がある。

## 【意見】

(賛成意見)

古賀市社会福祉協議会は、これまでも千鳥苑を活用して利用者の増に寄与し、コロナ禍の厳しい状況でも利用者の立場に立った管理運営が行われたと評価している。今後5年間の指定管理については、積極的にお願いしたい。人件費、物価高騰の影響を受けた指定管理料の増額については、施設の目的、社会福祉や健康福祉の増進などの目的を達成するために、必要な人的配置を行い、適切な指定管理料が定められることを期待して賛成。

## 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### 第78号議案 工事請負契約の締結について（学校給食センター食器洗浄機等更新工事）

学校給食センター食器洗浄機等更新工事を施工するため、一般競争入札により工事請負人を定めたので、その者と工事請負契約を締結するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

## 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 機械の入替えについては、夏休み期間を利用して3年間で行うが、給食に影響の出ない程度で夏休み前から一部開始する。
2. 今年度の工事は、現在不具合が起きている器具に関するもの。
3. 学校給食センターの規模「9,000食」という数字は、洗浄能力が9,000食分という意味ではなく、調理器具の仕様が9,000食分。
4. 今回の入札業者は株式会社アイホー九州支店で、創立が昭和28年、資本金が8億3,500万円。営業品目は、給食用の調理機械、厨房機器の製造販売。取引先は学校、病院、事業所等。
5. 食物アレルギー対策について、牛乳アレルギーの子どもは飲んでいない牛乳分の給食費を減額する取組を検討している。卵や小麦粉等のアレルギーについては、除去食や代替食等一番良い方法を、できるのかできないのかも併せて検討している。また、そのための設備について、給食提供人数が減少する中で調理器具を変更してアレルギー用の施設や設備を整えるのか、建て替えや増設を行うのか等検討している。

**【意見】**

（賛成意見）

本議案は現在の施設の老朽化へ対応するもので、今後の人口減少に伴う将来を見込んだダウンサイジングや自校方式など、学校給食センターの今後の在り方の検討の必要性を申し添えて賛成。

**【審査結果】**

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。